

京都市消防局訓令乙第5号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局担当局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成21年10月30日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

別表第2 予防部長の項第1号中「配置」を「の配置」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同表施設課長の項第6号中「100,000円」を「500,000円」に改め、同表予防課長の項第1号中「防火管理」の右に「及び防災管理」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 施設課長の項の改正規定は、平成21年11月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)